

## 世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則（昭和53年12月世田谷区規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号を削り、同項に次の表を加える。

| 施設名   | 開場時間            |
|-------|-----------------|
| 少年野球場 | 午前6時30分から午後5時まで |
| 庭球場   | 午前9時から午後5時まで    |
| サッカー場 | 午前6時30分から午後5時まで |

第4条中「の規定により使用の承認を受けようとする者」を「の規定による申請」に、「しなければ」を「することにより行わなければ」に改める。

第5条を次のように改める。

(使用の希望の申出等)

第5条 区長は、次に掲げる日の施設の使用については、前条の申請の前に、当該使用をしようとする区民その他区長が認める者から、使用しようとする施設及び日時の希望の申出（以下この条において「希望の申出」という。）を受け、抽選を行い、施設の使用予定者を決定するものとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める日

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、希望の申出を受けないことがある。

(1) 当該申出をした者に未納の使用料があるとき。

(2) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

3 第1項の規定により施設の使用予定者となった者は、前条の申請をすることがある。

4 区長は、区長が別に定める日の施設の使用について、当該使用をしようとする者から、希望の申出を受け、抽選を行い、施設の使用予定者を決定することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により希望の申出があった場合について準用する。

第8条第1項中「第8条」を「第9条」に、「に定めるところ」を「の各号に掲げ

る区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条第2項中「第8条」を「第9条」に、「駐車場の使用料」を「使用料（駐車場の使用料に限る。）」に、「に定めるところ」を「の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条第3項中「第4号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第11条とする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に、「定めるところ」を「掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項第1号及び第2号中「とき」を「とき。」に改め、同条第2項中「第3号様式」を「第5号様式」に改め、同条を第10条とし、第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（使用の承認等）

第6条 条例第4条第1項に規定する承認は、申請の順序による。

2 区長は、第4条の申請があった場合において、施設の使用の承認をしたときは、当該申請をした者に世田谷区立多摩川玉堤広場使用承認書（第2号様式。以下「使用承認書」という。）によりその旨を通知する。

3 施設の使用の承認を受けた者は、当該施設を使用するときは使用承認書を携帯し、係員から提示を求められたときはいつでもこれを提示しなければならない。ただし、附帯設備（条例別表に規定する附帯設備をいう。）については、この限りでない。

（使用の不承認）

第7条 区長は、第4条の申請があった場合において、施設の使用の承認をしないときは、当該申請をした者に世田谷区立多摩川玉堤広場使用不承認通知書（第3号様式）によりその旨を通知する。

（使用の承認の取消し等）

第8条 区長は、条例第6条の規定により、施設の使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止するときは、世田谷区立多摩川玉堤広場使用承認取消・使用条件変更・使用停止通知書（第4号様式）によりその旨を通知する。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

世田谷区立多摩川玉堤広場使用申請書

|                         |                         |          |  |
|-------------------------|-------------------------|----------|--|
| 使　用　施　設                 | 少年野球場　　庭球場　　サッカー場       |          |  |
| 使　用　日　時                 | 年　　月　　日　　時から　　時まで（　　時間） |          |  |
| 使　用　料　の　額               | 円                       |          |  |
| 申　　請　　者                 | 住所                      |          |  |
|                         | 氏名                      | 電話<br>番号 |  |
| 上記のとおり申請します。<br>年　　月　　日 |                         |          |  |
| 世田谷区長　　あて               |                         |          |  |

第2号様式（第6条関係）

世田谷区立多摩川玉堤広場使用承認書

|                         |                         |          |  |
|-------------------------|-------------------------|----------|--|
| 使　用　施　設                 | 少年野球場　　庭球場　　サッカー場       |          |  |
| 使　用　日　時                 | 年　　月　　日　　時から　　時まで（　　時間） |          |  |
| 使　用　料　の　額               | 円                       |          |  |
| 承　認　を<br>受　け　た　者        | 住所                      |          |  |
|                         | 氏名                      | 電話<br>番号 |  |
| 上記のとおり承認します。<br>年　　月　　日 |                         |          |  |
| 世田谷区長名                  | 印                       |          |  |

第3号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

あて

世田谷区長名 印

世田谷区立多摩川玉堤広場使用不承認通知書

年 月 日付で申請のあった世田谷区立多摩川玉堤広場の施設の使用については、次のとおり承認しないことにしましたので通知します。

|      |                     |
|------|---------------------|
| 使用施設 |                     |
| 使用日時 | 年 月 日 時から 時まで ( 時間) |
| 理由   |                     |

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第8条関係）

番 号

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

世田谷区立多摩川玉堤広場使用承認取消・使用条件変更・使用停止通知書

年 月 日付で承認した世田谷区立多摩川玉堤広場の施設の使用については、次のとおり承認の取消し・使用条件の変更・使用の停止を決定しましたので通知します。

|      |                      |
|------|----------------------|
| 使用施設 |                      |
| 使用日時 | 年 月 日 時から 時まで ( 時間)  |
| 内容   | 承認の取消し・使用条件の変更・使用の停止 |
| 理由   |                      |

この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求することができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この通知を受け取った日から6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

第4号様式の次に次の2様式を加える。

第5号様式（第10条関係）

年　月　日

世田谷区長　　あて

申請者　住　所

氏　名

電話番号

世田谷区立多摩川玉堤広場使用料還付申請書

次のとおり使用料の還付を申請します。

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 使用の承認を受けた<br>年月日 | 年　月　日              |
| 使用施設             |                    |
| 使用日時             | 年　月　日　時から　時まで（　時間） |
| 既納使用料の額          | 円                  |
| 還付の申請理由          |                    |
| 備考               |                    |

第6号様式（第11条関係）

年　月　日

世田谷区長　　あて

申請者　住　所

氏　名

電話番号

世田谷区立多摩川玉堤広場使用料免除申請書

次のとおり使用料の免除を申請します。

|            |   |   |   |     |         |
|------------|---|---|---|-----|---------|
| 使用施設等      |   |   |   |     |         |
| 使用日時       | 年 | 月 | 日 | 時から | 時まで（時間） |
| 規定使用料の額    | 円 |   |   |     |         |
| 免除の割合及びその額 | 割 |   |   |     | 円       |
| 免除の申請理由    |   |   |   |     |         |
| 備考         |   |   |   |     |         |

## 附 則

- 1 この規則は、令和8年4月4日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則の規定は、施行日以後の使用に係る手続について適用し、施行日前の使用に係る手續については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。